

④ 研修会費用を負担した場合

Q : 当社はこのたび、社員を研修会に参加させて勉強させようと思います。給与扱いになりますか？

A : 業務に直接関係あるものである場合は、給与にはなりません。

【解説】

会社が、従業員に対して奨学金を支給したり、学費を負担して通学させたりすることにより、従業員が受ける経済的利益については、原則として、給与として取り扱われますが、会社が自己の業務遂行上の必要に基づき、従業員としての職務に直接必要な技術もしくは知識を習得させるための研修会、講習会等の出席費用に充てるものとして支給される金品については、これらの費用として適正なものに限り課税されないこととされています。

つまり、会社の負担した費用が次のいずれにも該当するものであるときは、非課税となり、給与課税されないということです。

- ① その知識や技術を取得することが会社の業務遂行上必要であること
- ② その知識や技術がその従業員の職務に直接必要なものであること
- ③ その金額がその知識や技術を取得するための費用として適正なものであること

ただし、その費用の負担が特定の従業員に限るという条件付きの場合には、原則として、その従業員に対する給与として課税されますが、例えば、勤続3年以下の従業員を業務の必要上研修を受けさせるという場合は、条件付きであっても給与課税されないでしょう。

